

第 3 2 回
会津美里町農業委員会定例総会

令和 5 年 7 月 20 日 木曜日 14 時 00 分

会津美里町役場本庁舎 2 階 大会議室

会津美里町農業委員会

第32回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和5年7月20日 木曜日 14時00分～15時00分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	2番 眞鍋 伸太郎	
	3番 村松 祐一	
	4番 諏訪 栄一	
	5番 野中 充	
	6番 松本 晋平	
	8番 福田 真実	7番 佐藤 孝夫
	10番 大井 豊記	9番 柴崎 陽
	11番 間船 一男	
	12番 松本 吉弥	
	推進委員 本名 京子	推進委員 佐藤 和人
	推進委員 眞部 剛	推進委員 元木 博人
	推進委員 齋藤 仁	
	推進委員 山田 幸市	
	推進委員 佐藤 健一	
	推進委員 齋藤 武美	
	推進委員 佐々木 宏光	
	推進委員 山内 祐太郎	
	農業委員 10名出席／12名	
	推進委員 8名出席／10名	

4. 議事録署名人 5番 野中 充 6番 松本 晋平

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	小林 隆浩
事務局次長	後藤 淳
係長	田邊 実千代
主査	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、ご報告いたします。本日、7番 佐藤孝夫 委員、9番 柴崎陽委員から欠席の届けがありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局次長 それでは、ただいまから、第32回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(松本会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
5番 野中充 委員、6番 松本晋平 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。
次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議 長 議案第 112 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 15 番、譲渡人は、〇〇さん、譲受人は、〇〇さん。申請農地は、和田目字和泉新田〇〇番 外〇筆 田で〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が高齢化による経営縮小のため、譲受が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は親族のため無償となります。権利は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第 112 号について質疑を求めます。

村松委員 高齢化による経営縮小ということですが、全部のほ場について〇〇さんに移転するのでしょうか？

事務局次長 今回の面積については、町内分となります。その他については、町外分となります。

議 長 他に質疑ございませんか

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 112 号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第4条関係】

議 長 次に、議案第 113 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号1番、申請人は、〇〇さん。申請農地は、橋丸字橋爪〇〇番 畑で〇〇㎡です。転用理由は、通路・雪捨て場であります。工事着工及び完成年月日は、許可日から令和5年8月20日です。建築物の名称及び面積は通路〇〇㎡、駐車場・雪捨て場〇〇㎡。なお、現地調査を実施しております。以上です。

議長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。受付番号1番については、眞部剛委員より報告願います。

眞部委員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。
受付番号1番、令和5年7月6日午前9時から調査を行いました。出席者は、申請者の〇〇さんの親族の〇〇さん、申請代理人の行政書士、関係業者の〇〇さん、福島県会津農林事務所企画部指導調整課、町農業委員会より松本晋平委員と私、事務局の後藤次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は、宅地への進入路及び雪捨て場です。付近への被害防止策ですが、申請地は、進入路部分を砂利敷きにして十分に転圧締めをし、その他は余分な表土を削って周囲との高低差をなくすため、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は発生せず、雨水は自然地下浸透させるため支障ありません。その他周辺農地への影響ですが、申請地は、南側を農地と接していますが、申請人の所有地であり、耕作もしていないため、影響はありません。以上、ご報告いたします。

議長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第113号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議長 賛成全員と認め、議案第113号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

【農地法第5条関係】

議 長 次に議案第114号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号7番、譲渡人は、〇〇さん、譲受人は、〇〇さん。
申請農地は、字東川原〇〇番 1㎡あたり〇〇円となります。権利を移転しようとする理由は、倉庫・資材置場となり追認となります。工事着工及び完成は、許可日以降で令和5年8月31日であります。建築物の名称及び面積は、追認ということで、顛末書は提出していただいております。倉庫・駐車場・雪捨て場ほか〇〇㎡、トラック・重機通路、回転広場〇〇㎡、丸太貯木場〇〇㎡。なお、併用地〇〇㎡を含みます。

受付番号8番、譲渡人は、〇〇さん、〇〇さん。譲受人は、〇〇さん。
申請農地は、新屋敷字大久根甲〇〇番 外〇筆 田 〇〇㎡ であります。移転時期及び価格は、許可日以降で、1㎡あたり〇〇円になります。権利を移転しようとする理由は、駐車場と雪捨て場です。工事着工及び完成は、許可日以降で令和5年12月31日であります。建築物の名称及び面積は、駐車場〇〇㎡、雪捨て場〇〇㎡です。

受付番号9番、譲渡人は〇〇さん、〇〇さん。譲受人は〇〇さん。
申請農地は、字高田前川原〇〇番 外〇筆 田 〇〇㎡、畑〇〇㎡で〇〇㎡であります。移転時期及び価格は、許可日以降で㎡あたり〇〇円になります。権利移転の理由ですが、資材置場です。工事着工及び完成は、許可日以降で令和6年3月31日であります。建築物の名称及び面積は、碎石等置場〇〇㎡、資材置場〇〇㎡、駐車場・重機置場等〇〇㎡。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。受付番号7番と9番については本名京子委員より、8番については齋藤武美委員より報告願います。

本名委員 受付番号7番について、農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。令和5年6月7日午前9時30分から調査を行いました。出席者は、譲渡人の代理として、親族の〇〇さん、申請事務関係者の司法書士、福島県会津農林事務所企画部指導調整課、町農業委員会より渡部稔 委員と私、事務局の後藤次長と廣谷主査により調査を実施しております。
転用目的は、会社の倉庫・資材置場用地で、追認案件となっており、申請地には既に倉庫が建築されております。申請者への聞き取りによると、譲渡人が以

前、申請地を第三者に賃貸した際、その方が農業用施設として倉庫を建築してしまい、そのまま現在に至っているとのことでした。今回、申請地を周辺の土地と合わせて譲受人が購入するにあたり、倉庫もそのままの状態で使用したいとのことで、農地法に則って転用申請を行ったという経緯であります。付近への被害防止策ですが、申請地は境界に土留めの杭を設置するため土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は発生せず、雨水は自然地下浸透させるため影響ありません。その他周辺農地への影響ですが、申請地の隣接地は原野となっているため、影響はありません。

続いて、受付番号9番について、農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。令和5年7月6日午前9時30分から調査を行いました。出席者は、譲渡人の〇〇さん、〇〇〇〇さん、申請代理人の行政書士、福島県会津農林事務所 企画部指導調整課、町農業委員会より渡部 稔 委員と私、事務局の後藤次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は、資材置場です。付近への被害防止策ですが、申請地は高低差を考慮し、北側、東側、西側の一部にL型擁壁を設置するため土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は発生せず雨水は自然地下浸透及び東側水路に放流するため支障ありません。その他周辺農地への影響ですが、申請地は、北側と南側の一部を農地と接していますが、北側の農地は非耕作地であり、資材を積む高さにも配慮することによって、日照等への影響もありません。以上報告いたします。

齋藤(武)委員 受付番号8番について、農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。令和5年7月6日 午前10時15分から調査を行いました。出席者は、譲渡人の〇〇さん、〇〇さんの代理として親族の〇〇さん、申請代理人の行政書士、福島県会津農林事務所 企画部指導調整課、町農業委員会より 柴崎陽委員と私、事務局の後藤次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は、駐車場及び雪捨て場です。付近への被害防止策ですが、申請地は、南側の〇〇番をコンクリートで舗装し、北側の〇〇番は山砂を敷いて法面を十分に締め固めるとのこと、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は発生せず、雨水は自然地下浸透及び道路U字溝へ排水するため影響ありません。周辺農地への影響ですが、申請地は西側を農地と接していますが、譲渡人の〇〇さんの所有地であり、非耕作地であるため影響はありません。以上報告いたします。

議長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第114号について質疑を求めます。

村松委員 8番の件、譲受人の職業は介護職ではありませんが、どのような経緯ですか。

事務局次長 譲受人は実際は町外に住んでいます。町内にお住まいの譲受人の親族がデイサービスに通うとき、家への出入りに利用するための駐車場となります。譲受人の親族が車椅子でデイサービスに通っており、車を止める場所がないため、今回申請地を購入して介護車両のスペースを取って乗り降りできるようなかたちにするという事です。

村松委員 利用状況から、介護車両3台を停めるということだと、営業というように思われるのではないのでしょうか。

事務局次長 譲受人には確認いたしますが、土地利用計画図ですが、親族がデイサービスに通うための介護車両の駐車スペースと、あとは雪捨て場ということで作成すればよかったのかと思います。大変申し訳ございませんでした。

議長 ほかに質疑ありませんか。

— なしの声 —

議長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は举手願います。

— 举手全員 —

議長 賛成全員と認め、議案第114号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

農用地利用集積計画【利用権設定】

議長 議案第115号 農用地利用集積計画の決定について を審議いたします。
本案件は、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思います
が、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は
挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、利用権設定について原案のとおり決定いたします。

【遊休農地にかかる非農地の決定について】

議 長 次に、議案第 116 号 遊休農地にかかる非農地の決定について審議いたしま
す。事務局説明願います

事務局次長 通し番号 10 番から 12 番、農地の所在は宮川字悪戸乙〇〇番 外〇筆です。
地目、面積、把握日等については、一覧表のとおりです。所有者は、〇〇さん
です。現地確認の結果、全て原野とすることが妥当との判断であります。

通し番号 13 番、農地の所在は藤家館字山浦〇〇番です。地目、面積、把握日
等については、一覧表のとおりです。所有者は、〇〇さんです。現地確認の結
果、山林とすることが妥当との判断であります。

通し番号 14 番から 28 番、農地の所在は、佐賀瀬川字西仏沢〇〇番 外〇〇
筆です。地目、面積、把握日等については、一覧表のとおりです。
所有者は、〇〇さんです。現地確認の結果 25 番・26 番が山林で、その他は原
野とすることが妥当との判断であります。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
本件は現地調査を行っておりますので、出席委員からの報告を求めます。
通し番号 10 番から 12 番について、齋藤仁委員より報告願います。

齋藤(仁)委員 非農地判断のための現地調査についてご報告を申し上げます。通し番号 10 番から 12 番、非農地化希望申請者は〇〇さんです。当該地については、農地法の運用について第 4 (2) の所有者からの申請に基づき、令和 5 年 6 月 21 日午後 1 時 30 分から調査を行いました。出席者は、土地所有者の〇〇さん、調査委員は、諏訪栄一 委員と私、事務局から田邊係長の立ち合いにより現地調査を実施いたしました。

判断基準は、農地法の運用について第 4 (4) に基づき判断いたしました。宮川字悪戸乙〇〇番 外〇筆は、落合集落の北側に位置しております。現地を精査し申請人より聞き取りをしたところ、当該農地は未整備の農地であり申請人の前の代より 40 年以上不耕作地となっております。また、農作業道路も狭く、農地の形状も小さく異形であるため復元しても継続して利用することが見込まれない農地と判断いたしました。申請地は、山林や原野で囲まれており、隣地も原野であるため他への影響はありません。宮川字悪戸乙〇〇番 外〇筆 について、非農地 原野が妥当であると判断いたしました

以上、ご報告いたします。

議 長 次に、13 番について眞部剛委員より報告願います。

眞部委員 非農地判断のための現地調査についてご報告を申し上げます。通し番号 13 番、非農地化希望申請者は、〇〇さんです。当該地については、農地法の運用について第 4 (2) の所有者からの申請に基づき、令和 5 年 6 月 29 日午前 9 時から現地を調査いたしました。出席者は、土地所有者の〇〇さん、調査委員は、松本吉弥 委員と私、事務局から田邊係長の立ち合いにより現地調査を実施しております。判断基準は、農地法の運用について第 4 (4) に基づき判断いたしました。藤家館字山浦〇〇番は、藤田集落と福光集落の中間の山あい位置しております。現地を精査し、申請人より聞き取りをしたところ、未整備の農地であり減反政策が実施された頃から 50 年以上不耕作地となっております。現地は進入路もなくハンノキが複数存在し、森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な農地として判断いたしました。申請地は山林に囲まれているため、他への影響はありません。藤家館字山浦〇〇番について、非農地・山林が妥当であると判断いたしました。以上、ご報告申し上げます。

議 長 次に、14 番から 28 番について佐々木宏光委員より報告願います。

佐々木委員 非農地判断のための現地調査についてご報告を申し上げます。通し番号 14 番から 28 番、非農地化希望申請者は、〇〇さんです。当該地については、農地

法の運用について第4(2)の所有者からの申請に基づき、令和5年7月7日午前9時から現地を調査いたしました。出席者は、土地所有者の〇〇さん、調査委員は、大井豊記委員と私、事務局から田邊係長の立ち合いにより現地調査を実施しております。判断基準は、農地法の運用について第4(4)に基づき判断いたしました。佐賀瀬川字西仏沢〇〇番 外〇〇筆は、仏沢集落内及び集落の北側の山あい位置しております。現地を精査し、申請人より聞き取りをしたところ〇〇筆とも未整備の農地であり、申請人の前の代から40年以上耕作していないため、雑草が生い茂り原野化しており一部の農地は、杉が植栽されて山林化しております。また、作業道も狭く、耕作用機械は通行できない状況にあります。よって当該農地は、周辺の山林化により復元するのがかなり困難な農地として判断いたしました。申請地は、原野と山林に囲まれているため他の農地への影響はありません。通し番号25番、26番の2筆を非農地 山林、その外の〇〇筆を非農地 原野が妥当であると判断いたしました。以上、ご報告申し上げます。

議 長 報告が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第116号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第111号は原案のとおり決定いたしました。以上で議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得 農地法第3条の3第1項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 113 号から第 116 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 113 号は、7 件の届出がありました。詳細については、相続案件のため省略いたします。

【農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出】

事務局次長 受付番号 1 番、譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さん。
申請農地は 字荒井前〇〇番 田で〇〇㎡権利を移転しようとする理由は資材置場用地、建築物の名称及び面積は、資材置場〇〇㎡で市街化区域の届出であります。

【合意解約について】

事務局次長 受付番号 7 番、9 番については子に所有権を移転するための解約であります。受付番号 8 番は中間管理機構を通した契約にするための解約であります。以上です。

【農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて】

事務局次長 報告第 116 号 新旧対照表については、36 ページから 64 ページとなります。農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、6 か月以内に基本構想の見直しが必要となりました。主な改正については、
①農業を担う者の確保及び育成等に関する事項の追加
②農業経営・就農支援センターの設置に関する事項の追加
③地域計画が法定化されたことに関する事項の追加
以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
それでは、報告事項について質疑はありませんか。

村松委員 報告 116 号の件ですが、42 ページの「企業の農業参入については持続的かつ安定的に発展する地域農業の確立を図るため農業を担う者として、企業の農業参入の支援を行い」の部分ですが、企業を農業の担い手とすることとなった指針を教えてください。

事務局次長 以前から、多様な担い手と法人の参入ということは重視されていまして、今回の基本構想ですが、実際には県の基本指針に基づいて市町村で基本構想を作成することになります。基盤強化法の一部改正があり、それに基づいて県の基本方針が決まりました。その基本方針に基づいて市町村の基本構想を作成する流れとなるわけです。今回追加になった箇所も基盤強化法の一部改正があり、県の基本方針が変更された部分が反映されたものになったということです。

村松委員 ということは、企業が農地を取得する、農業経営をすることについて、町では積極的に支援をして、なおかつ農地を取得する際の制約をなくしていくということになるのでしょうか。

事務局次長 ひとつは、下限面積の撤廃がされたということがあります。県の方から示されている新規参入法人への指導方法としては、最初から農地を取得するのではなく、まずは利用権設定で耕作してから購入するという方法もありますが、法人から購入したいという話があった場合、法律に基づいていけば、農業委員会としてはなんら規制することはできないということになります。ただし、1年、2年で企業が撤退して荒廃農地になるということがないように指導していきたいと考えております。

議 長 ほかにありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第 32 回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

《 15 : 00 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和5年7月20日

議 長 _____
(松本 吉弥)

議事録署名人 _____
(5番 野中 充)

議事録署名人 _____
(6番 松本 晋平)